



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5690770号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)

比

BISHU

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第18類 愛玩動物用被服類, かばん類, 袋物, 携帯用化粧道具
入れ, 傘

その他別紙記載

商標権者

(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

愛知県一宮市大和町馬引字南正亀4番地の1

公益財団法人一宮地場産業ファッションデ
ザインセンター

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願2014-021087

出願日

(FILING DATE)

平成26年 3月19日 (March 19, 2014)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成26年 8月 1日 (August 1, 2014)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成26年 8月 1日 (August 1, 2014)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第5690770号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2014-021087 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第23類 糸・(脱脂屑糸を除く。), 脱脂屑糸

第24類 織物(「畳べり地」を除く。), メリヤス生地, 布製身の回り品, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製テーブルナプキン, のぼり及び旗(紙製のものを除く。), 織物製椅子カバー, 織物製壁掛け, カーテン, テーブル掛け, どん帳

第25類 洋服, コート, セーター類, ワイシャツ類, 寝巻き類, 下着, 水泳着, 水泳帽, キャミソール, ティーシャツ, アイマスク, エプロン, えり巻き, 靴下, ゲートル, 毛皮製ストール, ショール, スカーフ, 足袋, 足袋カバー, 手袋, ネクタイ, ネッカチーフ, バンダナ, 保温用サポーター, マフラー, 耳覆い, ナイトキャップ, 帽子, 靴類(「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。), 仮装用衣服, 運動用特殊衣服(「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。), 運動用特殊靴(「乗馬靴」及び「ウインドサーフィン用シューズ」を除く。)

[以下余白]